

第 6 回放射線科専門医認定試験について

日本医学放射線学会 理事長 本 田 浩

下記のごとく、平成 21 年 5 月改正の新しい放射線科専門医制度規程に基づく第 6 回放射線科専門医認定試験を行います。

受験希望者は、下記の受験資格に留意の上、必要書類を添えて期日までにお願いして下さい。

記

試験の期日	筆記試験 平成 29 年 8 月 18 日 (金)
試験の場所	東京都内
試験の内容	1) 放射線診療全般 (診断, 核医学, 治療) における基礎知識 2) 臨床放射線科医としてわきまえておくべき放射線物理学, 放射線生物学, 放射線安全管理 (放射線防護)
試験の方法	筆記試験 (平成 28 年 8 月 19 日施行の第 5 回放射線科専門医認定試験問題は日本医学放射線学会ホームページに掲載されています。)
受験手続	出願開始 平成 29 年 4 月 5 日 (水) 締 切 平成 29 年 5 月 12 日 (金) 必着

◎受験資格

次の各号のすべてに該当するものでなければ受験できません。

- (1) 日本医学放射線学会の会員であること
- (2) 日本国の医師免許を有すること
- (3) 医師法 (昭和 23 年法律 201 号) 第 3 条および第 4 条の規定に該当しないこと
- (4) 申請時において、初期臨床研修期間を含め 5 年以上の臨床経験を有すること
- (5) 申請時において、3 年以上本学会正会員であること
- (6) 定められた研修期間、研修内容、研修施設等の条件を満たしていること
- (7) 上記のうち少なくとも 3 年 (36 ヶ月) は、日本医学放射線学会の新規程下で認定した総合修練機関および修練機関において修練が必要です。研修期間 3 年間のうち、最低 1 年間は総合修練機関において、研修指導医のもとで臨床研修することが必要となります。修練期間の総計は、平成 29 年 5 月末日までに、少なくとも 3 年 (36 ヶ月) が必要となります。

◎ 受験を希望される方は、「一次願書」と表記し自分の宛先 (住所・氏名) を明記した返信用封筒 (A4 サイズ, 140 円切手貼付) を同封の上、下記の学会事務局にお申し込みいただければ、必要書類をお送りします。

◎ 出願に当たってご不明な点がございましたら、書面にて下記事務局内「放射線科専門医制度委員会」宛、お問い合わせ下さい。

◎ 日本医学放射線学会事務局

〒113-0033 東京都文京区本郷 5 丁目 1 番 16 号 VORT 本郷 7F

第 28 回放射線科認定医認定試験について

日本医学放射線学会 理事長 本 田 浩

下記のごとく、放射線科専門医制度規程に基づく第 28 回放射線科認定医認定試験を行います。
受験希望者は、下記の受験資格に留意の上、必要書類を添えて期日までに出席して下さい。

記

試験の期日	筆記試験 平成 29 年 8 月 18 日 (金)
試験の場所	東京都内
試験の内容	1) 放射線診療全般 (診断, 核医学, 治療) における基礎知識 2) 臨床放射線科医としてわきまえておくべき放射線物理学, 放射線生物学, 放射線安全管理 (放射線防護)
試験の方法	筆記試験 (平成 28 年 8 月 19 日施行の第 27 回放射線科認定医認定試験問題は日本医学放射線学会ホームページに掲載されています。)
受験手続	出願開始 平成 29 年 4 月 5 日 (水) 締 切 平成 29 年 5 月 12 日 (金) 必着

◎受験資格

受験者は平成 21 年 4 月末日までの日本医学放射線学会入会者対象となります。

次の各号のすべてに該当するものでなければ受験できません。

- (1) 日本医学放射線学会の会員であること
- (2) 日本国の医師免許を有すること
- (3) 医師法 (昭和 23 年法律 201 号) 第 3 条および第 4 条の規定に該当しないこと
- (4) 受験時に、医師免許証取得後 3 年以上、かつ本学会員となって 2 年以上を満たしていること
- (5) 上記 3 年のうち少なくとも 2 年 (24 ヶ月) は、日本医学放射線学会の放射線科専門医制度の旧規程下で認定した修練機関あるいは新規程下で認定した総合修練機関での修練が必要です。旧規程下で認定した協力機関あるいは新規程下で認定した修練機関における修練は、修練期間の 1/2 まで認められています。修練期間の総計は、平成 29 年 5 月末日までに、少なくとも 2 年 (24 ヶ月) が必要です。

◎ 受験を希望される方は、「一次願書」と表記し自分の宛先 (住所・氏名) を明記した返信用封筒 (A4 サイズ, 140 円切手貼付) を同封の上、下記の学会事務局にお申し込みいただければ、必要書類をお送りします。

◎ 出願に当たってご不明な点がございましたら、書面にて下記事務局内「放射線科専門医制度委員会」宛、お問い合わせ下さい。

◎ 日本医学放射線学会事務局

〒113-0033 東京都文京区本郷 5 丁目 1 番 16 号 VORT 本郷 7F

第 26 回放射線診断専門医認定試験について

日本医学放射線学会 理事長 本 田 浩

下記のごとく、放射線科専門医制度規程に基づく第 26 回放射線診断専門医認定試験を行います。

これは、臨床に求められる放射線診療全般と放射線基礎医学との基礎的事項を理解した上で放射線科認定医資格を取得した者に対して、画像診断部門に関する深い専門的知識と、放射線診断を研修中の放射線科医および他診療科医師を指導できる臨床能力を評価する試験で、日本医学放射線学会の二段階試験（認定医試験・専門医試験）のうちの専門医試験（放射線診断）に相当するものです。

受験希望者は、下記の受験資格に留意の上、必要書類を添えて期日までに出席して下さい。なお、「放射線診断専門医」を選択された方は、日本医学放射線学会と日本放射線腫瘍学会が共同認定する「放射線治療専門医」試験の受験は認められません。また、すでにどちらかの部門に合格している方も原則として受験はできません。

記

試験の期日	筆記試験 平成 29 年 8 月 18 日（金） 口頭試験 平成 29 年 8 月 19 日（土）
試験の場所	東京都内
試験の内容	1) 放射線診断学 2) 核医学 3) 放射線安全管理
試験の方法	筆記試験および症例を中心とした口頭試験（平成 28 年 8 月 19 日施行の第 25 回筆記試験問題は、日本医学放射線学会ホームページに掲載されています。）
受験手続	出願開始 平成 29 年 4 月 5 日（水） 締 切 平成 29 年 5 月 12 日（金）必着

◎受験資格

次の各号のすべてに該当するものでなければ受験できません。

- (1) 日本医学放射線学会の会員であること
- (2) 日本国の医師免許を有すること
- (3) 医師法(昭和 23 年法律 201 号)第 3 条および第 4 条の規定に該当しないこと
- (4) 一次試験合格者で、その後 2 年間以上、日本医学放射線学会の放射線科専門医制度の旧規程下で認定した修練機関もしくは協力機関、または新規程下で認定した総合修練機関もしくは修練機関において、画像診断学、核医学、IVR を研修した者
- (5) 診断・核医学の試験受験者は、①日本医学放射線学会誌（Japanese Journal of Radiology）または Radiation Medicine 誌への投稿論文（主著者）、②放射線画像データ管理システム（日本医学放射線学会ホームページからアクセス）に一例の症例登録（登録期限 7 月末日）、のいずれかを必要とします。

◎ 受験を希望される方は、「二次願書」と表記し自分の宛先（住所・氏名）を明記した返信用封筒（A4 サイズ、140 円切手貼付）を同封の上、下記の学会事務局にお申し込みいただければ、必要書類をお送りします。

◎ 出願に当たってご不明な点がございましたら、書面にて下記事務局内「放射線科専門医制度委員会」宛、お問い合わせ下さい。

◎ 日本医学放射線学会事務局

〒113-0033 東京都文京区本郷 5 丁目 1 番 16 号 VORT 本郷 7F

第 26 回放射線治療専門医認定試験について

日本医学放射線学会 理事長 本 田 浩
日本放射線腫瘍学会 理事長 茂 松 直 之

下記のごとく、放射線治療専門医制度規程に基づく第 26 回放射線治療専門医認定試験を行います。

放射線治療専門医は、日本医学放射線学会によって一定水準以上の放射線科学全般に亘る知識と経験を認められた者に与えられる放射線科専門医の資格を取得した上で、放射線腫瘍学に関する深い専門知識と高い水準の放射線治療技術を有すると更に認められた放射線科医で、悪性腫瘍および一部の良性疾患に関して、放射線治療の効果、照射術式とその計画、有害事象、治療前中後の管理などについての専門知識と診療技術を駆使して適正な放射線治療を実地するとともに、腫瘍学の知識を基盤とした手術や抗がん化学療法との併用などの集学的治療および放射線の安全管理に関する広い知識に基づいたチーム医療を通じて全人統一的ながん治療を患者に提供します。

放射線科専門医資格の取得後、「放射線科専門医研修ガイドライン」に基づいた治療専門医研修カリキュラムによって、医の倫理と医療の質、医学物理学、放射線生物学、放射線防護・安全管理、放射線治療学に関する 2 年以上の研修を受け、その後、放射線治療専門医制度委員会が実地する放射線治療専門医試験に合格した放射線科医が、日本医学放射線学会および日本放射線腫瘍学会で「放射線治療専門医」として共同認定されます。

受験希望者は、下記の受験資格に留意の上、必要書類を添えて期日までに出席して下さい。なお、「放射線治療専門医」を選択された方は日本医学放射線学会が行う「放射線診断専門医」試験の受験は認められません。また、すでにどちらかの部門に合格している方も原則として受験できません。

記

試験の期日	筆記試験 平成 29 年 8 月 18 日 (金) 口頭試験 平成 29 年 8 月 19 日 (土)
試験の場所	東京都内
試験の内容	1) 放射線腫瘍学、放射線治療学 2) 放射線基礎医学、放射線安全管理学 3) 他 (上記ガイドラインを参照)
試験の方法	筆記試験および口頭試験 (平成 28 年 8 月 19 日施行の第 25 回筆記試験問題は、日本医学放射線学会ホームページに掲載されています。)
受験手続	出願開始 平成 29 年 4 月 5 日 (水) 締 切 平成 29 年 5 月 12 日 (金) 必着

● 受験資格：旧制度での受験者（平成 21 年 4 月末日までの日本医学放射線学会入会者対象）

次の各号すべてに該当するものでなければ受験できません。

- (1) 日本医学放射線学会ならびに日本放射線腫瘍学会の会員であること
- (2) 日本国の医師免許を有すること
- (3) 医師法（昭和 23 年法律 201 号）第 3 条および第 4 条の規定に該当しないこと
- (4) 日本医学放射線学会放射線科認定医認定試験（旧一次試験）合格者で、その後 2 年間以上、日本医学放射線学会の放射線科専門医制度の旧規程下で認定した修練機関もしくは協力機関、または新規程下で認定した総合修練機関もしくは修練機関において、治療を研修した者

● 受験資格：新制度での受験者（平成 21 年 5 月以降の日本医学放射線学会入会者対象）

次の各号すべてに該当する者でなければ受験できません。

- (1) 申請時において 5 年以上の日本医学放射線学会正会員であり、かつ 2 年以上の日本放射線腫瘍学会正会員であること
- (2) 日本国の医師免許を有すること
- (3) 医師法（昭和 23 年法律 201 号）第 3 条および第 4 条の規定に該当しないこと
- (4) 日本医学放射線学会放射線科認定医認定試験（旧一次試験）合格者で、その後 2 年間以上、日本医学放射線学会の放射線科専門医制度の旧規程下で認定した修練機関もしくは協力機関、または新規程下で認定した総合修練機関もしくは修練機関（放射線治療）、特殊修練機関（放射線治療）において、治療を研修した者

放射線治療専門医試験に関しては、平成 23 年度より放射線治療専門医制度規程に従い、両学会で構成する放射線治療専門医制度委員会が実地し、試験の運営は日本放射線腫瘍学会が行っています。つきましては、受験を希望される方は、「放射線治療専門医試験願書」と左端に表記し自分の宛先（住所・氏名）を明記した返信用封筒（A4 サイズ、140 円切手貼付）を同封の上、下記の日本放射線腫瘍学会事務局内「放射線治療専門医制度委員会」にお申し込みいただければ、必要書類をお送りします。

なお、上記（1）の「2 年以上の日本放射線腫瘍学会正会員であること」については、5 月 31 日の時点で 2 年以上の正会員であることで可とします。

出願に当たってご不明な点がございましたら、書面にて下記事務局内「放射線治療専門医制度委員会」宛、お問い合わせ下さい。

[連絡先] 公益社団法人日本放射線腫瘍学会 事務局

〒104-0031 東京都中央区京橋 1-4-14 TOKI ビル 5F

TEL : 03-3527-9971 FAX : 03-3527-9973 E-mail : jastro-office@jastro.jp

放射線治療専門医認定試験の受験資格の一部変更について

日本医学放射線学会 理事長 本田 浩
日本放射線腫瘍学会 理事長 茂松直之

第 26 回放射線治療専門医認定試験から、放射線治療専門医制度における新制度での受験資格の要件の一つである申請時における日本放射線腫瘍学会正会員の会員歴を 3 年以上から、2 年以上に変更することになりましたので、お知らせいたします。

1. 受験資格変更の対象者

新制度が適用される平成 21 年 5 月以降の日本医学放射線学会入会者が該当します。ただし、受験申請月切月である平成 29 年 5 月 31 日の時点で、日本医学放射線学会正会員の会員歴が 5 年以上、かつ日本放射線腫瘍学会正会員の会員歴が 2 年以上の者とします。

なお、平成 21 年 4 月末日までの日本医学放射線学会入会者は旧制度での受験資格が適用されますので、この度の変更の対象者には含まれないことを申し添えます。

2. 受験資格変更理由

放射線治療専門医制度規程（平成 27 年 4 月 16 日一部改正）では、治療専門医試験の受験資格が第 9 条で次の各号の条件をすべて満たした者に治療専門医受験資格を与えると規定されています。

(1)、(2) ～省略～

(3)申請時において 5 年以上の日本医学放射線学会正会員であり、かつ 3 年以上の日本放射線腫瘍学会正会員であること。

(4)、(5) ～省略～

この度の受験資格の変更は、第 9 条の（3）が、「3 年以上の日本放射線腫瘍学会正会員であること」から「2 年以上の日本放射線腫瘍学会正会員であること」に改正された（平成 28 年 10 月 27 日付け）ことに伴うものです。

なお、受験に関する詳細については、日本医学放射線学会または日本放射線腫瘍学会のホームページでご確認下さい。

〔問い合わせ先〕

公益社団法人日本放射線腫瘍学会 事務局内

放射線治療専門医制度委員会事務局

〒104-0031 東京都中央区京橋 1-4-14 TOKI ビル 5F

TEL: 03-3527-9971 FAX:03-3527-9973 E-mail: jastro-office@jastro.jp

第 37 回神経放射線ワークショップのご案内

日本医学放射線学会 理事長 本田 浩

第 37 回神経放射線ワークショップを下記のごとく開催いたします。

記

- 当番世話人： 長縄慎二 名古屋大学 放射線科
〒466-8550 名古屋市昭和区鶴舞町 65
名古屋大学放射線科
第 37 回神経放射線ワークショップ事務局
TEL 052-744-2327 FAX 052-744-2335
e-mail : nrws2017@gmail.com
- 期 日： 平成 29 年 6 月 29 日（木）～7 月 1 日（土）
- 会 場： 岐阜グランドホテル
〒502-8567 岐阜市長良 648
TEL 058-233-1111 FAX 058-233-1122
- 内 容： 症例カンファレンス、セミナー
- 参加登録締切日：平成 29 年 4 月 28 日（金）
- 症例登録締切日：平成 29 年 5 月 26 日（金）
- 申込み方法： オンライン登録 (<http://nrws.umin.ac.jp/>)
※詳細は連絡先まで e-mail でお問い合わせ下さい。
- 連 絡 先： 〒466-8550 名古屋市昭和区鶴舞町 65 名古屋大学放射線科
第 37 回神経放射線ワークショップ事務局
TEL 052-744-2327 FAX 052-744-2335
e-mail : nrws2017@gmail.com
- 事 務 局： 〒113-8421 東京都文京区本郷 2-1-1
順天堂大学医学部 放射線医学講座 青木 茂樹
TEL： 03-3813-3111（大代表） / FAX： 03-3816-0958（医局直通）